

## ロシア産業化論争と M. M. Сперанский の信用政策

桂木 健次

### A Debate on the Industrialization in Russia and the Monetary-Credit Policy of M. M. Speransky

by  
Katsuragi, Kenji

#### はじめに

アダム・スミスの『諸国民の富』（1776年）がロシアの地において翻訳されたのは、1802年から1806年にかけてのことであった（Николай Политковский, Исследванние свойства и причин богатства народов, т. I - IV. [Спб,]). スミスと他の古典学派 — とくにセイやシスモンディ — は、当時、農奴制の道徳的経済的弊害を批判するロシアの進歩的部分（初期リベラル）にはじめて原理的な論拠を提供している。

ロシアで、スミス経済学の受容に多大な貢献をなした者や雑誌は、以下のとおりである（ред.,） И. Пнин, Санкт-Петербургском журнале, 1804. — 《Изложение учения Адама Смита и сравнение оногo с учение французских экономистов》

（ред.,） К. Герман, Статистическом журнале, 1806 - 1808.

О. Гереншванд, О. новейшем государственном хозяйстве, 1807 [спб]

М. Балугьянский, Система Михаила Булугьянского, 1810 [Архив Академии Наук СССР, ф. 117. оп. 1 - 2]

Х. Шлецер. Начальные основания государственного хозяйства, или науки о народном богатстве, ч. 11, М., 1806.

Н. М. Карамзин, Записка о бревнеи и новои Россий 1810 - 1811 [trasn. by R. Pipes, 1959]

Граф де Верри, Политическая экономия, или о государственном хозяйстве, 1810 [Спб]

Граф Лаудердаи, о народном благосостоянии, 1811 [Спб]

Г. Сартorius, Начальные основания народного богатства и государственное хозяйство, суетудя теории Адама Смита, Казань, 1812.

Иван Нейман, Исследование правил политической экономии, по системе Адама Смита, 1817.

У. Горчаков, Лекция Куницына о государственном хозяйстве, 1913 - 14, [АН СССР]

X. Шторв, Cours d' Economie politique, 1815.

Вестник Европы, Невыгоды от неведения подитической экономии и выгоды от знания сей науки, но, 8 (1825).

Соевнователь просвещения и благотворения но, 11, 1825 ; Опыт об успехах политической экономии в 18 столетии.

ロシアでの受容は、前出の翻訳をもってはじまるが、スミス経済学の各論にわたる紹介は、(イ)フランスやドイツ出身の学者達 Л. Яков, X. Шлецер, X. Шторв, И. Нейман (ロ) статистик の Н. М. Карамзин および (ハ) ペテルブルク大学の А. Куницын, К. Герман, М. Балугьянский の面々によってなされている。

そのうち (ロ) と (ハ) の部分は、共通して、ロシアの後進状態への批判とその克服の模索のための理論命題を提示する見地から、スミスおよび古典派 (大陸) を紹介している。

他方、(イ) の部分は、スミス経済学を、農奴領有・貴族地主階級にとって、保護主義との抗争における自己利害 (穀物輸出) の貫徹の論拠と見なし、スミスの「自然的秩序」の普遍的富裕論に目を向けず、彼の国際分業 (自由貿易主義) の主張 (Фритредерский принцип) をとりあげた。その代表者は Д. А. Гурьев (1810~1823年にアレクサンドル一世の財務大臣) であり、学者ではモスクワ大学の X, Шлецер が有名である。Шлецер はマルサス主義的見解をもち、ロシア農奴制に検討の余地を認めずにいたが、Гурьев 自身はこの Шлецер よりもむしろ、のちにニコライ一世の経済顧問をつとめたスミス学者の Г. X. Шторв に依拠するところが大きく、スミスの国際分業論をロシアの進歩にとって積極的に評価しようとしていた。

Шторв (H. Storch) は、農奴制解体を語らず、むしろ賦役農が国庫農民やオブローク農——後二者は自由農民の状態に類似——よりも富裕にあると把握していた (Cours d'Economie Politique, IV, p. 295)。彼は、究極的にロシア産業化の可能性を認めつつも、ロシアが西欧的な農奴制廃止をとらず、啓蒙国家の下で、その世界環境を利用しながら、その限られた資本を農業に投下し農業立国をとりうる、という (p.315)。彼は、ロシアに関しては、保守主義に身をおき、農奴性と専制に対して無批判的であったが、史観的には進歩的見地をスミスに学び、自作農 (Фермерство) の意義を認めている (Пашков, стр. 112~113)。勿論、以上のことから、彼がマニュファクチュア立国の農業立国への優位性を認めなかったということにはならない。彼は、工業発達国の優位性、マニュファクチュア労働の高生産性を認めているが (Storch, p.180 ; Пашков, стр. 112~114), 農業国ロシアの原料が高価格であり、従って交易条件において、外国工業の工業製品より有利にあるという事情を主張している (Пашков, стр. 113)。工業諸国の発達に相応して、農産原料の価値が増大し、他方、工業製品の価値の方は低減する、この条件がロシアに有利に作用する、というのである (Storch, VI, pp. 34~35)。

Гурьев は、こうした Шторв の理論に学び、1811年の関税制定に際しては、その高率関

税制——衣服・綿織・絹——を批判している。ロシアにとって自由貿易こそ固有かつ必要な農業に適合的である、と主張した。彼は、Blackwell が指摘したとおり、頑迷にロシア産業化に反対したのではない。この目的達成の手段とみなされる高率関税が、ロシア事業家から事業家的鼓舞を奪い去り、彼らを投機に走らせるが故に、留保の立場をとった。彼が代替案として主張する「妥当なロシア産業化政策」とは、

- (イ) 国庫と国立商業銀行（1817年に彼が設立）による産業家への融資（貸付）
- (ロ) 物価騰貴対策
- (ハ) 均衡予算
- (ニ) 外国借款による国内資本蓄積
- (ホ) 国有地農民の世襲所有者への再編および通商と産業への自由従事の認可（これは1824年に実施）——以上であった。

こうして、スミスに依拠したロシアの自由貿易派は、ロシアの近代化をあくまでも強制的ではなく「自然的な過程」として実現すべしと考えていた。彼らは、工業の発展を農業の改革に従わせ、当座のロシアが西欧工業国への原料と農産物の供給国、西欧からの工業製品の輸入国の位置にあって、こうして得られる資本蓄積こそが、人民の経済生活の向上に妥当であると判断したのである。確かに、Шторв は1812～19年にロシアが対外収支で出超を示したことをもって、その根拠としている。

政府内部では、こうした主張とは対照的に、高率関税実施にこそロシア産業化という目的達成のてこを認める保護主義派が有力であった。この主張は、スミスおよびその紹介者 Сторв の言う国際分業論には批判的であって、ロシアのような後進国にも、すでに産業化に必要な充分な資本の発達条件が存在するという分析にもとづいて、西欧先進諸国といえども、一時期には保護関税政策を採用していた、と主張する。当時の世界経済環境にあって、もしもロシアの産業化がこれ以上遅れるのであれば、ロシアは政治的・経済的に西欧大国に従属し、外国工業製品の輸入に支払うために貴金属を国外に放出してしまい、かつての通商帝国スペインが陥ってしまった如く、物価騰貴と経済停滞にさらされかねない、と憂うる。

こうした主張は、主にロシアの産業化を唱えた閣僚の間に見られた。Н. П. Румянцев (1800年代の通商大臣)、М. Михайлович Сперанский, О. П. Гозодаврёв (1810年代の内務大臣)、および Н. С. Мордвинов の面々であった。また、産業化批判論の П. Д. Киселев (ニコライ一世の国有財産大臣) および Е. Ф. Канкрин (ニコライ一世の大蔵大臣) も、自由貿易主義の見地とはいえ、当座の政策面では関税制に限定付きの保護主義の政策をとった。

このように、1811年の関税実施を契機にした「自由貿易vs. 保護主義」の論争は、19世紀初期ロシアの公的・知的サークルにおける最初の分裂であった、と言われている。おおむね、自由貿易派は、急速な産業化への批判論をとったが、以上のように彼らの全部が所謂リベラルとは限らなかった。むしろ当時、前出 (ハ) の進歩的経済学者およびそのレク

チュアを受けたデカーブリスト達を除くと、ロシアの社会政策と立憲制的改革を唱えた者は、産業化論の立場から保護主義を提唱した陣営の側にいたのである。

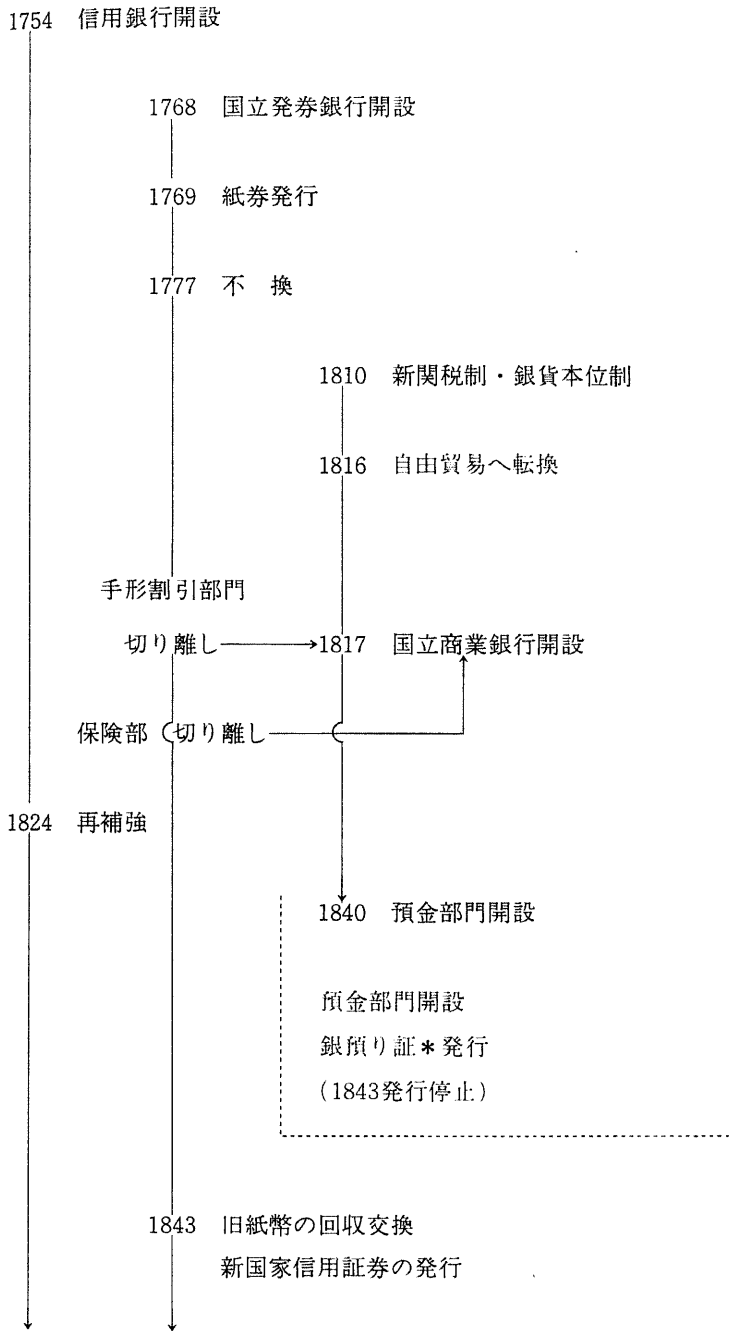
デカーブリストへのレクチュアは、1816～17年に Герман 教授の居室でおこなわれ、П. И. Пестель, Никита Муравьев, С. и М. Муравьев - Апостолы, С. Трубешкой, Ф. Глинка, И. Полгоруков 等々が出席した。Куницин および Герман がレクチュアを受け持ったが、彼らは—Пашков によると—突極的にロシア産業化を認める Стоурв よりも極端にロシアの農業立国を主張し、スミスの「事物の自然的進行」という産業発展論に傾いていた (стр.98)。A. Gerschenkron は、Стоурв の影響の方を決定的とみている (Economic backwardness in Historical Perspective, Harvard Univ. Press, 1966. pp.160～163)。

アレクサンドル一世自身は、両論のいずれにも組せず、独自の判断で産業化政策を進めたと評価されているのであるが、その政策構想に大きな影響力を有していたのはいうまでもなく Сперанский (1772～1839) であった。

彼は、スミスやシスモンディの学説を原理的に受容しつつ、国家改革と経済政策を結合しつつロシア近代化(産業化)構想を体系的に提起しようとした最初の政策家であった。彼は、ロシアへの資本関係の導入(私的企業と市場経済)と育成を促すためには、政府の積極的活動が国家機構の改革とからめて必要であることを説いたのであるが、その構想と政策実施の範囲は広域に及んでいる——財政、信用改革、国有地農改革および国内工業発達の基礎条件の創出。だが、その意図するところは、ロシア国民経済における企業家、商人、ブルジョア貴族の私的主導性の確立、工商農の均衡的發展におかれていたという評価が今日では一般的である。

本報告では、19世紀初期における Сперанский の経済思想と信用政策を中心にとりあげて、それらが、当時のロシアの近代化をめぐる論争の中で有した意義を解明してみた [注]。

[注] 産業資本主義の成立と発展は、それに特有の近代的信用制度の確立を必須とする。それは、近代的銀行業の成立、中央銀行による通貨供給機構の確立、鑄貨制度の整備、金本位制度の完成であるが、ロシアの場合、イギリスの事例とは異なり大陸諸国と類似して(ドイツの王立銀行による発券、フランス革命政府のアッシニア紙幣の発券)、国家が財政上の目的で発行した紙幣をもって、近代的貨幣制度への扉があげられた。C・リストが触れているように、ヨーロッパ大陸諸国では共通して、紙幣概念は国家信用や政府貸上の概念と緊密に結びついていたのであり、国民経済形成の典型的特質が、こうした「国家による市民社会の統合」の端緒形態＝信用制度の生成の中にも反映していたのである。尚、イギリスの事変は1694年のこと。



(注) \*17世紀イギリスのゴールドスミスノート、アムステルダム振替銀行に類似

## 1. スペランスキーの経済思想

М. М. Сперанский は、アレクサンドル一世の統治下、その秘書・顧問（官房長官）・皇室会議常任委員等々として、ロシアの経済的・政治的・改革の構想と施策における注目すべき業績を残した。ここでは、1802年の憲法典制定委員会にかんする彼の『覚書』、『1809年改革案』とその後のニコライ一世治下での諸提言に見られる財政・信用施策の考え方を検討して、彼の経済思想を予め整理しておこう。

1802年、アレクサンドル一世の勅命によってロシアに初めて閣僚政府官僚機構（Комитет Министров、～1906年）が生誕した。勿論、その意図するところは、元老会議機構（сенат）の効率的機能分化にあったが、国家機構改革として一定の成果をあげている。Сперанский は、その下で、内務大臣として、一連の工業・貿易・農村経済の諸問題、信用・財政問題にとりくんだのであるが、そこで、国家機構をさらに改革する必要性を認識するに至り、改革計画の覚書を作成している。

それは、専制への鋭い批判的鑑識を帯びるものであった。前世紀末（1790年）、А. Н. Радищев の「聖都モスクワへの旅行記」に次いで、ラディカルな見解であると当時評価され、貴族リベラルとしては最初の明解な政治見解の公表としても注目されている。

Сперанский はいう。ロシア専制の下で、人民は国家の農奴（раб）か、地主のそれか、いずれかの身分におかれ、真の自由人（свободных людей）はロシアにいない。これは、専制支配によるものであって、後進諸国民に固有の状態であり、ツァリ自らの手で立憲君主制への移行が必要である。法典作成への人民の参加が必要であり、身分上の特典と差別はなくすべきである。人民の福祉の向上には、政治制度はもとより国の経済的進歩を促進することが必要である。専制の現状維持と法の不在の下では、工業と商業の発達、人民の財産の増大、および私的所有の不可侵性を実現することは不可能である、と（Отдел, 1006. л. 7）。

さらに彼は、ロシアの農奴制は全人民のエネルギーを死滅させているとして、近い将来におけるその廃止を予想している。彼は、地主対農奴という前近代的法体系を歴史的、実能的に批判しているのであるが、それに当っては Радищев の覚書・法典案・著書から主として学んでいる。その視角には、Радищев 同様にフランス啓蒙思想からの深い影響がみとめられるようである。

農奴制は、理性に反しかつ経済発展における障害となっているが故に、支服されなければならない。農奴農民には、若干の生活条件、若干の自由な土地（участок свободы）をまず持たせ、自らの手で理性と意志とをもって生活をつくり出させるべきであって、いわれるようにまず「教育し」、次いで「農奴制廃止」というのではない。Сперанский は、農奴制廃止へのためらいこそが、ロシア農業に大きな打撃にこそなっていると考えて、農奴制廃

止の具体的プログラムを提案している。勿論、それは急転変のない改革であって、次の二つの段階から成りたっている。

〈第一段階〉地主利害に基づいてであるが、農民の義務（повинность）を人格的身分的なものから法にもとづいたものに整理する。農民は、他の公的決議なしに自分の意志で「土地への隷属（крепость земле）および登録」となり、その土地区画の大いさに従って——頭数計算ではなく——納税するものとする。

〈第二段階〉農民に、農奴化以前にもっていた地主選択＝移動権（право свободного перехода от одного помещика к другому）をもどし、これまでの償いをおこなう。農民は、一定の不動産と動産にたいする所有権を認められる（Отдел. д. 100. л. 7）。

勿論、彼の農奴制廃止論には、法の改革を通じた国家機構のヨーロッパの形態への編成という政治的意義づけがなされている。だがそれは、あくまで現存ロシアの秩序＝専制の基盤の上に導入されるべき性格のものであった。こうして改革は専制温存の制約から必然的に第二義的な政策のうちに止まらざるをえない。彼の農奴制批判と実際の提言＝施策（1809年）との間には、後述のように、実に多くの矛盾が見出されるが、Рунин, Строиновский や Румянцев ら、または Карамзин と違って、階級差別の保存に対して、人民の福祉を望む Сперанский の苦悩がにじみ出ているという Уапеу の評価が妥当であろう。また、Пашков が指摘したとおり、法と国家機構の改革と〈経済改革〉との関連が把握されていて、これは他の当時の貴族リベラルには見られない歴史認識であった。例えば Карамзин の場合、究極的には Сперанский と同様に、「真正の」法にもとづき市民の自由を重んじた専制を志向したが、Сперанский の行政改革を、官僚の既成権力増強に寄与しようとみて、農奴制の保持と農奴解放の経済的デメリットを強調していた。

Сперанский は、1809年9月、『国家法典入門』— Введение к уложенного государственных закон, План всеобщего государственного преобразования — の中で、全般的な立憲改革のプランを提示した。

それは、ロシアの工業と商業の発達が発憲君主制（真の君主制（истинной монархии））という「新制度（новая вещей порядка）」を必要としている、という認識にもとづいて、西欧諸国（イギリスやフランス）のブルジョア型にロシア国家機構を接近させようとするものであった。それは、(イ) Совет と Министр の再編成、(ロ) Сенат の分割と Дума の創設とからなっている。以下、説明しよう。

(イ)：—1801年の永久評議会を1809年11～12月の拡大国家評議会（34人）に移行させたが、Pipes, R. 氏によると、これは Карамзин の主張した Министр の権限削減を伴わないものである [注]。

[注] だが、この国家評議会（Государственный Совет）は、Сперанский が意図したように、以前の Совет とは違ったロシア最高の立法助言機関としての性格を帯びようになる（Pipes, pp. 229～30）。

Министр の改革で Сперанский の意図したことは、<sup>1</sup>法にもとづく министр の責任制の原則を確立するということであった [注]。

[注] 1810年8月勅令は、國務大臣の権限を削減し、その一部を新設警察長官に委譲。

(ロ)：—— Сенат は、министр を監視する правительствующий сенат と司法権を有する судебный сенат に分割される。権力中枢を царь と新設の государственная дума とに分離する [注]。

[注] この改革は実現されなかった。

こうして、その新制度はさらに、「基本的人権」「政治的自由」の明文化をおこない、дума 制を示唆している。だが、〈人権〉の内容は農奴制と身分差別を廃止することにはなっていない。来たるべき制度の中心的担い手は、Сперанский の場合も Карамзин らと同じように、あくまでも地主 (помещик) である、とされている [注]。地主は法にもとづいて住民 (農奴である農民) 付きの土地を取得する「特別な権利」を有するもの、と記されている。この理由について、Сперанский は、ロシアには固有の軍事制 (воинская наша система) があり、その広大な空間や住民の少ない土地を耕作することが賃雇用をもってしては現実には不可能である、故に農奴制こそこうしたロシアの事情に適合している、と述べている。農奴制の一挙の精算によって農業の混乱が生じるよりも、農民が法にもとづく義務遂行によって、ヨーロッパやアメリカの勤労者よりもめぐる状態におかれるべきである、という。

このように、1809年プランでは、1802年における覚書における〈第一段階〉が政策の目標の全てとなっている。従って、同プランは、ロシア農奴制経済を残存させたままで、差当り財政、信用部門の改革を先行させて、近代的国家原理を迂回的に導入しようという着想になっている、と言えよう。

[注] 彼は、政治的権利が所有権に裏付けられるべきであるという。地主と工業資本の所有大商人は政治的権利の所有者として法の立法と審議に参加すべきである (大商人 купец にはやや制限された権利)。町人階級 Мещан にも基本的人権は許与されうる。国庫農 (казаные крестьяне) には волость 行政の選挙参加にかぎって500分の1の代表権がみとめられるが、領主地農 (помещичьи крестьяне) には従来どおり、一切の政治的権利はみとめられない (Пашков, стр. 46-47)。



## 2. 1809年改革プランと財政・信用政策

Сперанский は1809年に翌年度の財政予算案の提案を行ったが、これは、彼の経済政策にかかわる貴重なドキュメントである。

それは、前述の国家機構改革に必要な不可欠な財政・信用改革の資料 [注] を含んでいるからである。そこで示された政策理念は、のちのソヴェトの学史研究者 Пашков, А Иから、19世紀末までその政策的意義を失わなかったという評価を受けている。

[注] Сборнике Русского исторического общества, т. 45. Спб., 1885, стр. 1~72. このプランは、その実施に至るまで二つのヴァリエントを生んでいる。ともに、彼の経済顧問をつとめた Баругьянский, Мの手になる修正と補足である。ここで検討するのは、Сперанский の財政プランである。

### (1) 財政・予算制度の改革

当時ロシアの国家財政は破産の瀬戸ぎわにあった。フランス、トルコ、イギリス、およびスウェーデンとの相次ぐ戦争に勝利をおさめたものの、国家の財政計画は動揺し、その危機を先へとのおぼしていった。1801年から1809年に限ってみても、軍事費支出は年歳出の総額の半分に及ぶ高負担になっていた。1813~14年には、それはついに2/3を占めるに至るのであるが、この間、国家財政は莫大な赤字欠損であった。その穴うめのために、内外からの借款や平時使用資金の転用、紙幣ルーブリ、外国報酬金、賠償金、ロシア国民からの贈与にも大きく依っていた。政府がオランダの銀行、次いでイギリスやフランス政府から行った借款 [注] は、その額も20年代に至ってなお、歳入総額の10%を占める程度ではあったが、1820年内外債の75%を占めていた (11,879万銀ルーブル)。

[注] 1816年以降、ベルリンの取引所でもドイツ金融業者がロシア外債の証券業務をとりあつかった。ところで、歳入の大半——1820年では30%——を占めていたのが直接税 (それもほとんどが農民からの подушная подать である) および地代であり、貴族は直接税をまぬがれていて、その間接税も歳入の10~11%とまりであった。

紙幣発行による国家資金の調達は、1802~1812年に、紙幣ルーブリで四倍にも増加し、ナポレオンの侵略による荒廃とモスクワの大火災 (1812年) でピークに達した。ナポレオンがロシア遠征を決定した際の、ルーブリの貨幣相場は対外収支の黒字のために騰貴したのだが、皮肉にもナポレオン壊滅と共にその年の入超に伴いルーブリの外為相場は再び下落基調に転じた。こうして為替低落に基づく物価騰貴に加えて、国家紙幣の過剰発行がさらに物価を上昇させていった (リスト「貨幣信用学説史」実業之日本社、昭18, 239頁も参照)。国家財政は、このインフレーション化した紙幣ルーブリによる購買力低落のために徹底的に痛めつけられていた商工業の発展を支えるには、あまりにも貧弱な状況であった。

国家財政の問題解決をめぐる二つの基本的見解の対立が生じた。一つは、財務大臣 Гурьев, Д А のとった見解であり、のちに Канкрин, Э によって引きつがれていった政

策である。それは、現在の財源（直接税、地代、アルコール収入、関税収入、その他）から可能なかぎり歳入を増やし、歳出を最小限にいくとめる、という均衡予算案の考え方である。

これとは対象的に提示されたのが、M. M. Сперанский の見解であって、のちに、Мордвинов, Н С に引きつがれる。この見解は、一言で言うと、不生産的課税を廃止し、不生産的支出を切りつめて、多くを産業家のために振り向けることによって、商工業の発展を促し、その結果として国家への自然増税を実現するというロングランな積極的な改善策であった。

Сперанский は、まず、前提条件としての近代的予算制度の確立を提唱する。当時のイギリスやフランスの諸国が採用している近代的予算＝財務制は、立法機関（国家評議会）による予算の可決、予算執行における公開性、予算の法定化が絶対不可決である。第二に、国家予算の基本命題を次のように提言する。財政混沌の主な要因は、歳出が歳入とつりあわないところにある。故に、二つの手段によってひとまず均衡を回復することから着手しなければならない。それは、当然、歳出の削減と歳入の増加を図る——力点は後者におかれる——ことによって、終局的に赤字予算をおわらせる、ということである。新たな歳出に対しては国家評議会の同意とツァリの裁可、ならびに適切な歳入源泉の明示とを義務づけるものとする。歳入の積極的増加——これこそ国家財政強化の意義が大きい——として、

(イ) 現行源泉の整備による歳入増加、(ロ) 新源泉＝税金の設定、(ハ) 一手販売権制の廃止

が具体的にあげられている。(イ) については農民の犠牲による国家歳入の増加\* (подать の倍増)、所得税構想、人頭税から土地税制への変更、さらに間接税制への移行[(ハ)に代替]が提示され、(ロ) については、налоги (税金) を貴族と農奴農民や下僕に課し、都市の馬主に пошлина (財産税) を課すことが提示された。また、1812年には、大土地所有者に人口調査頭当り50コペイカの累進税 (налоги) を課して、決算の赤字補填を行っている。

以上、Сперанский の提示したプランの全てが、当時実施されたのではない。Pintnerによると、予算制度は、ニコライ一世の時代を通じて旧態依然であって、Канкрин をしても報告書(案)を作成する慣習を導入しえなかった、という (ibid., p. 30)。また、Сперанский が歳入増加の決め手と考えていた土地税への移行は、人頭税制が農奴制の存続とわがちがたく結びついているので、実現されなかった。その他に、国有地売却による財政資金の調達構態 [注] もみられるが、これも1816年に政府の手で断念されることとなった。

[注] この構想は、紙幣回収の一措置としての意義も有していた。

## (2) 貨幣・信用政策

19世紀初期のロシアにおける信用制度の発達は、未熟であり、国立・私立銀行の発達も微弱であった。大量の紙幣発行で貨幣流通は不安定かつインフレートしていた[付表]。

国家は、その信用貸付の大半を農奴を担保条件として地主のために行い、1811年に大商人の産業家への貸付が認められたにすぎない。国債利子の大半は国外へと流出していた。

表 ロシアにおける紙幣の発行と回収 (1769~1840)

[1000ルーブリ]

Year	Issued	Withdrawn	Total in circulation	Bourse rate
1769-1800	213,989	1,299		
1769-1787				101-103
1788-1800				109-153
1801	8,799	0	221,488	151
1802	8,976	0	230,464	138
1803	19,556	20	250,000	125
1804	10,658	0	260,658	126
1805	31,541	0	292,199	130
1806	27,041	0	319,240	134
1807	63,089	0	382,329	149
1808	95,039	0	477,369	187
1809	55,833	0	533,201	225
1810	46,173	0	579,374	324
1811	7,020	5,000	581,394	394
1812	64,500	0	645,894	388
1813	103,440	0	749,334	397
1814	48,791	0	798,126	396
1815	30,198	2,500	825,824	421
1816	5,600	0	831,424	404
1817	4,576	0	836,000	384
1818	0	38,024	797,976	379
1819	1,578	80,229	719,326	372
1820	1,461	35,614	685,172	374
1821	3,755	37,242	651,685	378
1822	0	44,968	606,777	375
1823	0	10,941	595,776	373
1824	0	0	595,776	374
1825	0	0	595,776	372
1826	0	0	595,776	372
1827	0	0	595,776	373
1828	0	0	595,776	371
1829	0	0	595,776	369
1830	0	0	595,776	369
1831	0	0	595,776	372
1832	0	0	595,776	366
1833	0	0	595,776	361
1834	0	0	595,776	359
1835	0	0	595,776	358
1836	0	0	595,776	357
1837	0	0	595,776	355
1838	0	0	595,776	354
1839	0	0	595,776	350
1840	0	0	595,776	350

\* 100 Kopeks equal 1 ruble.

Source: P. A. Shtorkh, "Materialy dlia istorii gosudarstvennykh denezhnykh znakov v Rossii s 1653 po 1840 god," *Zhurnal Ministerstva narodnogo prosvetsheniia*, CXXXVII (1868), 822-823.

cf. Pintner, *ibid.*, table 11による

国立発券銀行が開設されたのは、エカテリナ時代の1768年であるが、1815年に、預金部門を数都市に開設して富豪商人への短期信用貸付の業務をはじめた。1817年には国立商業

銀行が開設されたが、この際に、発行銀行の手形割引部門と信用銀行の保険部門（商品を融資の担保とした）が吸収合併されている。この商業銀行の実際の業務機能は、Blackwellの分析したところによると、完全なものとは言いがたく、事実上世紀初頭以降の国家財政の年々の赤字補填（歳入総額に対して20%を上回っていた）の機関としての機能が主たる業務内容であった。

ロシアで預金・貸付の近代的銀行制度が確立したのは、Киселев - Канкрин 改革（1838年～1843年）の産物としてではあるが、それも都市や農村の住民一般の間では資金集積を果すすべもなかった。たしかに若干の私立銀行が開設されたが、銀行信用は目立った発達をみせず、当時普及していたのも国家紙幣を除くと、手形信用取引＝商業貨幣であった。私立銀行はまだまだ外国銀行や大商人の代理店か委託業という実体であって、近代的商業銀行の前身という域を出ることはなかった。

商工業や戦争の要する貨幣需要に対するツァリ閣僚政府の貨幣信用政策は、国家紙幣の流通量増加と多様な通貨形態の固定化という現象に端的にあらわれている [注]。

[注] アレクサンドル一世時代の銀ルーブリ貨幣量増加、法による貨幣との交換比率（含有銀比重）の固定化政策、ウラル大金鉱発見に伴うニコライ一世下での金貨流通量の増加については、ここでは検討しない。

1739年にロシアの国家紙幣 ассигнация（～1843年）が最初に発行された（百万ルーブリ紙幣札）が[注]、1777年に不換であると布告された。この不換措置が経済全体に与えた有害な作用 — とりわけ外国借款と投資導入面での — は、19世紀初頭の歴代財務大臣の頭を悩ませた種の一つとなった。とくにナポレオン戦争にまきこまれての財政支出の急増に際して。

[注] 国立発券銀行（казначейство）は設立翌年4000万ルーブリの一覽払いの紙幣を発行した。以後18年間は新発行がなされなかったが、1786年に女王は、都市の土地家屋所有貴族にそれを抵当にして紙幣を貸付ける借款銀行部門を設け、そのために流通紙幣は総額1億ルーブリに達した。更に、1,100万ルーブリがペテルブルクとモスクワの建設事業家に貸付け（発行）され、以降、新しく発行を続け、1810年には総額5億7,700万ルーブリ [5億7,900万ルーブリ] を流通せしめるに至り、それは銀貨ルーブリの4分の1 [3.24分の1] の価値しか有しなくなったのである（Sismondi, N. P., tome 2, ch. 8. [...] は Pintner 付表資料による修正値）。

Сперанский の1810年の信用政策は、こうした背景の中で登場することになった。彼は、ロシア国家財政の現状ともかんがみて、紙幣（ассигнация）を「国家の負債」と定義づけ、内債の処分と国有地の売却とによって紙幣の漸次回収を意図した。その具体的内容の検討に入る前に、彼の貨幣論について簡単にみておこう。

彼は、「貨幣の端緒は交換であり、また交換が貨幣の基礎にある」と、古典派的貨幣数量説にそって規定し、この貨幣信用を決定する要因を国内価値と政府の印章という権威の二つにおいて把握する。金属貨幣はそれ自体が商品としての固有の価値を有した正貨である。国家紙幣は、それ自体に価値を持ちえない。またピョートル大帝の時代以降流通している銅貨は、実在価値を上回っているにせよ[注]、あくまでも両替貨であって、その質の悪い分については紙幣に相当するにすぎない。

[注] 1810年には銅貨改革も行われ、16ルーブリの銅貨を24ルーブリ銅貨に改鑄した。

こうして銅貨ルーブリのみが「貨幣商品」として基本的に単位要素たりうると同時に、流通手段たりうる。国家紙幣ルーブリはあくまで代用貨幣でのみ流通手段としての貨幣機能の定在であるにすぎない。つまり、Сперанский は、国家紙幣に支払機能を認めず、流通貨幣としての過剰状態を指摘し、その流通からの強制回収を主張する。国家紙幣の過剰分は、商品取引される価値の年々の交換を処理するのに必要な銀貨の額をこえ、その部分は銀行券としての紙幣とは異って発券銀行に環流することもない。過剰に流通する紙幣の減価は「重税のようなもの」である。減価分だけが利子又は税金として政府のポケットに入っていくのであるが、問題は、全社会階級がこの重荷を平等に引き受けているのではなく、商人、企業家、町人、貧困階級がこの下で苦しむのに、貴族、輸出業者、債務者が大いに利得する、というところにある。また、紙幣減価は、無差別的に資本を喰いつくし、純所得および生産物に損失をもたらし、工業に損害を与えている、と分析している（Сборник, стр. 38~39）。

こうした Сперанский 貨幣論は、多分に銀行券と紙幣との区別を重んじ、正貨による兌換を主張する大陸系の信用理論を学んだとみられるが、やはり基本的にはスミスの理論的見地 [注] に立っている。

[注] スミス『諸国民の富』第二編第二章（玉野井・田添・大河内共訳・中央公論社 243-298頁）。

彼の貨幣論は1810年7月20日勅令において大方の実現をみた。同勅令は、(イ) 銀貨を唯一の通貨単位であると宣言し、ここにロシアの銀貨本位制が確立して、19世紀末のウィッテ改革による金貨本位制への移行に至るまで、ロシア貨幣制度の基本原則として効力をもつことになった。(ロ) 勅令は、Сперанский プランにある国家紙幣の漸次回収を公示し、紙幣を「国債」とみなした。

従って、紙幣の今後の発行は計画的に中止され、これ迄の発行分については、国家負債失効委員会の手で停止か失効の措置がとられることとされた。新発行の裁可についてのみ、国家評議会の承認による公告に基づいてのみなされうると義務づけられた。(ハ) 更に、同勅令には国家紙幣ルーブリによる納税を義務づけて、その強制回収をはかることも述べられている。

だが、こうした通貨流通量の制限措置はすぐに無視されることとなった。1812年のナポレオン侵略は、経常歳入を以ってして補填しえない歳出——軍事費支払い——の増大をもたらし、これを支える目的をもって政府需要にもとづいた紙幣発行により、紙幣価値の一段の下落を促した。国家紙幣はなお全商品取引の「法貨」として流通しつづけた。アレクサンドルー世末年までの紙幣回収措置は、実際には、ルーブリの価格騰貴にたいしてほとんど実効的ではなかった。また、過去における紙幣回収が逆に通貨量の不足をもたらした [注]、政府をして1813~1815年と多額の紙幣発行を余儀なくさせたことも皮肉である。

[注] この通貨不足は次の事情にも依る。1812年1月~1817年12月までに紙幣ルーブリが2574.6百万

ルーブリ発行されているが、この間250～300百万の銀ルーブリが流通から去り（退蔵や密輸入による外国流出）、貨幣の実質ストックが減じたことによる。

ところで、Сперанский は、1810年プランの中で、支払手段としての貨幣機能（手形流通）に基づいた信用貨幣（銀行券）や信用制度の意義に、特別の関心を寄せていた。彼はスミスの定義を援用しつつ、「真の信用貨幣」（銀行券）を金属貨幣の流通に代位しそれを節約するものであると把握していた。こうして彼は、ゆくゆくは国立紙幣銀行を改廃し、代って信用貨幣の発行によって、商工業活動の拡大、生産物価値の追加をまかなうに十分な流通手段の供給を行うために、「新たな銀行」を設立するように提案している。国家紙幣は、前述のように、政府が必要に応じた限りで発行するという厳しい制限をうける（Сборник, стр. 30）。

新たな銀行の発行する信用貨幣のみが商工業の発展に寄与し、銀貨と比べてみても、通貨としてはより望ましい形態となるであろう（Сборник, стр. 30）。

こうして、貨幣制度の整備は、Сперанский プランでは、国家紙幣から銀行紙幣＝信用貨幣（銀貨に裏付けられ原則的に手形の割引にもとづいて発行される）に移行するための一連の措置とみなされる。これは、紙幣の漸次的な失効手段として重要な意味を有し、その数量減少としても有効な措置である。だが、それにも拘わらず、これはあくまで「一時的な措置」とみなされた。いずれにせよ、Сперанский はこのことがロシアにおける手形取引の一層の成長を促したそれを期待する意義を有していたことに注目している。

当時のロシアでは、銀行信用はその前提たる貸付（発行）、貨幣取引業者たる近代的私立銀行を欠き、商業的性格の手形信用取引ほどには本格的展開をみせていなかった。従って、Сперанский は、信用制度の整備の究極段階に中央銀行の設立構想を提示し、その銀行信用の発展を促そうと試みたのである。それは、共同株式会社形態をとり、国家に株式の3分の1が取得されているが、決してそれは国家に従属してしまうようなことにはならない、とされている。その機能は、工業と商業の発展を促す銀行信用（貸付）＝発券の中核的性格のものであり、商人階級の代理的機能をも担うとみなされていた（Пашков, стр. 56.）中央銀行構想は、1843年に国立発券銀行の改編としてのみ実現されたにすぎない。

Сперанский はまた、当時の貴族地主向けの国立長期信用銀行（1754年開設）と対照して、商工農業に奉仕する私立銀行の設立を助成した。それらの銀行は株式発行の引受け、領地担保による農業向けの信用貸付けを任務にすると規定されている。ロシアでは、この時点まで、私立銀行の設立は認められていなかったため、この面での Сперанский 改革の意義は大きい。

以上、財政・信用改革プランは、内債発行・租税の改革・新関税施行（1810. 12. 19発表、1811年より施行）とあわせて、ロシアにおける資本主義ウクライドの強化に寄与した。なお、19世紀前半ロシアにおける信用制度の改革は、1839～1843年 Канкрин 改革に待たねばならないが、これは、Сперанский の構想と助言に大きく依存しており、また、Сперанс-

кий 自身、1839年の『覚書』（Записка о монетном обращении, с замечаниями графа Канкрин, Спб., 1839. стр. 27~28）[注] のなかで、自分の生涯の果てまで、信用改革に取り組むであろうと誓っている。

[注] この『覚書』は、1839~43の Э. Ф. Канкрин による貨幣・信用改革を決定づけた一構想である。その内容は以下のとおりである。

- ① 国立商業銀行に預金部を設置し、預った銀貨を裏付けとした預り証券（билет）＝銀行貨幣を発行する。
- ② 紙幣 асснация は銀貨による交換比率を固定させ、これをもって公私にわたる全取引に適用させる。
- ③ 以上の措置によって、複合した貨幣制度のために生じた1820年代以降の народная норма を消滅させる。
- ④ 紙幣は次第に商業銀行の発行した預り証券にとって代える。
- ⑤ 商業銀行預金部の預り金（銀貨）には手をつけず、新たに発行する証券に必要な貨幣は内外から借用する。
- ⑥ 紙幣の信用貨幣（＝預り証券）による交換には、10年を期する。（Pintner, pp. 206~207）

以上の Сперанский 改革構想は、1837年7月のカンクリン第一次改革案（預金部の設置、простонародный курс の廃棄、相場率での法定化）に対する国家評議会の検討のために、1837年11月~1839年5月にかけて提出された改革草案の一部である（Сперанский 構想は1839年1月、Канкрин に宛てたもので、Канкрин の手で彼の死後（3月）に提出された）。国家評議会多数派は、простонародный курс の要因を、紙幣と小硬貨不足や、納税の銀貨義務付けの不確実性に求め、深刻な地方での〈新〉紙幣の発行（銀貨の国家受入れに相応して）と旧紙幣の回収を主張した。これは、1824年に Гурьев が唱えた公式の「紙幣」平價切下げ（相場変動比率での）論——これは銀貨裏付け証券への紙幣の交換を前提としている——と同じ見地である。Канкрин は、当初は、紙幣数量の増加への懸念から、この見解に組しなかったが、最終的に Сперанский および Друцкий - Любецкий 提案を基本的に採用した。国家評議会は1839年4~5月に、①紙幣と銀との交換には〈銀ベース単一比率〉を1840年1月1日以降適用し、②商業銀行に預金部を設置、③1841年1月1日、紙幣を新預り証券と交換・回収する、ことを決定した（Pintner, pp. 200~214）。

100紙幣ルーブリ商品

⋮

[A] 甲            ⇄            乙

⋮

94紙幣ルーブリ

乙は紙幣ルーブリでの支払い、

6%の простонародный лаж

[B] 甲            ⇄            乙

266銀ルーブリ

乙は銀貨で支払い

通貨相場交換比率 352紙幣コペイカ = 1 銀貨ルーブリとすると, простонародный  
лаж 6% であれば,

1 銀貨ルーブリ = 375 紙幣コペイカが простонародный курс

こうした Сперанский の「紙幣=国債」規定にもとづいた信用改革論に反対して, 紙幣 (ассигнация) をあくで貨幣 (деньги) であると把握し, 現実には約束手形の形態で流通しているところを重視する見解を開示したのが, Н. М. Карамзин の“Записка” (当時は未公開, 1811年1月脱稿) である。ナポレオン戦争後, これは Тургенев, Н やハルコフ大学の Яков, Л Ф たちによって積極的に「平価切下げ論」として主張されることになった (Pintner, pp. 188)。

Канкрин は, 紙幣は「約束手形の形態で主権者が強制的に流通に投入されたもの」であり, 不換宣言にも拘らず, それは金属貨幣よりも多く貨幣として流通している, として, 紙幣価値もまた, 価格と財との間の相互関連を規制している「一般法則」(Smith) に従っている, と言う。勿論, 紙幣は, 商業手形や私的証券とは違った「国家証券」であることを認めうる。だが, 主権者 [ツァリ国家] は債務者たりえず, 紙幣への支払いもまた期待しえない。政府による「国債」宣言は, こうした紙幣の性格にもとづいていることの表現であるが, 政府のこうした宣言にも拘らず, ロシアでは紙幣が最も普及した支配的な貨幣として流通している。

現在の物価高は, それが紙幣の増加を要因とする限りは, 紙幣減量が必要であるが, 他の要因——新課税や交換比率の低下——との兼ねあいをみた場合, 政府の措置(貸付け・国有地の処分)による回収は, 貨幣不足(しかも, 紙幣の不足!)という新たな矛盾を生み出すだけである。こうして Карамзин は, 平価切下げと財政支出に見合うべく, より多くの歳入を促しうる流通における紙幣の便益性と有効性に関心を寄せている (Pipes., pp. 169~177)。

### 一応の小括

以上, М. М. Сперанский の信用政策論を中心に考察して, 19世紀初期ロシアの産業化論争の概観を検討した。

彼が1802年に提唱した産業化原理——農奴解放を含む——は, まさしくロシアにおけるスミスと大陸系古典経済学を受容の上に初めて成り立つことの出来たもので, それは, ロシア社会に特有の視角にたつ政策課題とも見なすべき意義を有するであろう。スミスの富と貨幣・労働・分業観と自由貿易論とは切断して把えられ, 後者の国際分業メリット論に代って, フリードリヒ・リスト (List) の国民的生産力体系の原理と保護主義が, ロシ



アに適応の産業化の政策論に付加されている。農奴主階級のイデオログが、スミスの自由貿易主義を取り入れたということも、東欧・ドイツにおけると同様に、一つの歴史上の逆説であったであろうか。だが、こうした点を配慮しても、スミスと古典学派の経済学は、デカブリストとその息子たちの時代に先がけて、ロシア近代化と農奴解放、国民経済形成の経済学でありえたと言えよう。M. M. Сперанский はその中で抜きんできた存在であった。

### あとがき

この論文は、1977年にロシア史研究会で発表した稿「ロシア産業化論争と M. M. スペランスキーの信用政策」を文章化したものである。当時、九州大学経済学会の雑誌で発表予定であったが、小生の転出のためにその資格を失い、そのままになっていた。その後、稿が返済され、また、多くの旧友から発表のすすめもうけてきている。遅すぎはしたが、ここに発表して、ロシア史および信用学史の諸氏へのおわびにかえさせていただきたい。

### 参考文献

- Сперанский, М. М. ; Проекты и записки, Москва, 1961
- — ; Записка о монетном обращении, с замечаниями графа Канкрин, Спб., 1895, стр. 27~28.
- — ; Мысли о новых билетах казначейства, Русская старина, 8, 1873.
- — ; В память графа Михаила Михайловича Сперанского, 1772~1872, Ед., А. Ф. Бычков, П., 1872.
- Пашов, А. И. ; История русской экономической мысли, Москва, 1958.
- Pintner, W. M., Russian Economic Policy under Nicholas I, New York, 1967.
- Volin, L. ; A Century of Russian Agriculture, Harvard Univ., 1970.
- Blackwell, W., The beginning of Russian Industrialization, Princeton Press, 1968.
- Дружинин, Н. ; Государственные крестьяне и реформа, П. Д. Киселева, Москва, 1946.
- Raeff, M. ; Michael Speransky, Statesman of Imperial Russia, The Hague, 1957.
- Yaney, G. L. ; The Systematization of Russian Government, London, 1973.
- Сборнике Русского исторического общества, т. 45. Спб., 1885, стр. 1~72.
- Storch, M. H. ; Cours d'Economie politique, tome 4, pp. 119~252.
- Шторв, Р. А. ; Материалы для истории государственных денежных знаков в России с 1653 по 1840 год, Журнал Министерство народного просвещения, СXXX VII, 1868.
- (Ed./trans.) Richard Pipes ; Karamzin's Memoir on Ancient and Modern Russia : A Translation and Analysis, Cambridge, Mass., 1959.
- Sacke, G. ; Ludwig Heinrich um Jakob und die russische Finanzkrise am Anfang des 19. Jahrhunderts für Geschichte Osteuropas, no. 3, 1938.
- Gerschenkron, A. ; Economic backwardness in Historical Perspective, Harvard Univ., 1966.
- Иларион Кауфман : Из истории бумажных денег в России, с. П., 1909.
- Аникин, А. В. ; Адам Смит, Москва, 1968 (松川監修『アダム・スミスの生涯』, 勁草出版, 昭和50(1975))
- 有馬達郎『ロシア工業史研究』, 東大出版会, 昭48(1973)

富山大学教養部紀要第18巻2号正誤表（人文・社会科学篇）

著者名	頁及び行目	誤	正
永井 和	29頁 上から11行目	陸軍省統計年報	陸軍省年報
”	” 上から16行目	陸軍省第二四回年報	陸軍省第二四回統計年報
桂木健次	67頁 下から 7行目	о бревнеи	о древнеи
”	68頁 上から16行目	Шдецер	Шлецер
”	70頁 上から 6行目	Сторв	Шторв
”	” 上から 8行目	Сторв	Шторв
”	79頁 上から 2行目	銅貨ループリ	銀貨ループリ